

Q1、障害者自立支援法に代わる新しい障がい者総合福祉法(仮称)の制定について

Q、1-1 政策決定プロセスに、障がい者制度改革推進会議のように、当事者が参画することが大切と考えますが、貴殿はいかにお考えですか。

<回答>

最大限に尊重すべきだと考えています。

5月に障害者自立支援法の「改正」案がごり押しされましたが、この法案の最大の問題点は、障がいのある当事者と障害者団体が関与しないところで準備されたことでした。

内容も、一年前に自民党が提案し、強い批判を浴びて廃案になったものとほぼ同じです。障がい者制度改革推進会議が発足して論議が進んでいる中でこれと無関係に持ち出されたことは、当事者参加の原則を踏みにじるやり方でした。

日本共産党は、この法案は、障害者自立支援法の枠組みを温存しようとするものだと反対しました。「つなぎ」法案だと言いながら時限立法であることを明記せず、将来の障害者自立支援法の廃止も不明確で、中心的な問題点はそのままですから、障害者自立支援法の延命と固定化につながりかねないと、厳しく批判しました。

全国各地の障害者運動のみなさまと力を合わせて廃案に追い込むことができたことは、「私たちぬきに、私たちのことを決めないで」という、当事者参加の原則を定着させる上で、大きな意義をもつと受けとめています。

Q、1-2 総合的な障害者福祉法制について、貴殿はいかにお考えですか。

<回答>

総合的な障害者福祉法は、すべての障害者を対象に、人間らしく生活できる権利を保障するものにしなければならないと考えています。

社会保障費抑制路線を転換する法制度として、障害基礎年金の大幅引き上げ、無年金障害者問題の解決などの所得保障および就労支援策を抜本的に拡充する内容を含むべきです。

現在の障害者自立支援法と対置すれば、①「応益負担」を廃止して元の「応能負担」制度にもどす、②事業所の報酬単価を大幅に引き上げ、支払い方式を「日額制」から「月額制」へ戻す、③職員の賃金を月3万円以上引き上げ、職員配置基準を改善する、④障害が疑われる児童も含めて子どもの発達を保障する、⑤自立支援医療を原則無料の公費負担医療に変える、⑥サービス利用の制限にならないように「障害程度区分」認定は抜本的に改める、⑦市町村の地域生活支援事業は国の責任で財源を保障し、地域間格差を解消し、手話通訳・要約筆記等のコミュニケーション支援は無料にする一ことをめざします。

Q、1-3 新しい障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間にどのような経過措置を講じるべきか、貴殿はいかにお考えですか。

<回答>

障害者自立支援法の廃止を待たず、障害者の苦しみを少しでも軽減するために、以下のような対策が必要だと考えます。

- (1) 応益負担を廃止し、将来は障害者の福祉・医療を無料にすることをめざす
- (2) 給食費などの実費負担は廃止する。
- (3) 報酬の「日額払い」を「月額払い」方式に戻す
- (4) 障害者事業所の報酬を大幅に増額し、職員の賃金・労働条件の改善をはかる
- (5) 障害程度区分認定を抜本的に見直し、知的障害や精神障害など障害の特性が正確に反映するしくみにあらためる。
- (6) 小規模作業所に対する支援、地域活動支援センターの補助金の引き上げを行う
- (7) サービス対象者の障害者手帳要件を外すこと

新法が制定されるまでの間、障害者手帳要件を緩和し、障害手帳がない発達障害、難病等でも、医師の診断書の提出、障害程度区分認定などで要支援であることが確認された場合は、対象とする措置を講じる。

(8) その他

福祉サービスと補装具負担の合算方式の導入、相談支援の充実、移動支援の義務経費化などは、ただちに実施に移す。

Q2、障害者権利条約について

<回答>

「障害者の権利条約」の早期批准は当然のことです。批准するにあたっては、障害者の平等と完全参加の保障をうたった条約の趣旨にてらして、国内関連法を抜本的に見直すことが不可欠です。

女性差別撤廃条約や子どもの権利条約の批准にあたって、国内法の整備がおろそかにされたために、条約の批准が人権状況の改善にはあまりつながっていません。障害者の権利条約では、この轍を踏まないように、力を合わせてがんばりましょう。

法制度の整備としては、障害者自立支援法に代わり、難病や高次脳機能障害、発達障害など、ICF（国際生活機能分類）の障害概念にもとづいた、すべての障害者を福祉サービスの対象とする「障害者総合福祉法（仮称）」を制定することに向けて力をつくします。「障害者差別禁止法（仮称）」を制定し、障害者の「全面参加と平等」を実現します。

障害基礎年金の支給額を大幅に引き上げ、加算対象の子・配偶者の範囲を拡大し、所得保障を抜本的に拡充します。

地域で自立した生活ができるよう、「住宅手当」を創設します。

障害者年金は、2005年4月から開始されている無年金障害者への特別給付制度を、障害基礎年金と同額に引き上げるとともに、国籍要件のために加入できなかった在日外国人などにも支給対象を広げて改善を進めます。初診日認定についても、実態に即した運用に改めます。

雇用については、「障害者雇用促進法」の法定雇用率の厳守を徹底し、一般就労が困難な人のためにヨーロッパ諸国で実施されているような保護雇用制度を創設します。

「インクルーシブ教育」を真に実現するため、教職員の配置の充実など十分な教育予算をとり、あらゆる段階で障害のある子どもの教育の権利を保障し、ニーズに応じたサポートを行います。

専門家は、障害者の権利条約を生かすためには、30以上の法律の改正が必要だと指摘しています。障がい者制度改革推進会議に結集されている当事者と障害者団体の要望、専門家の意見を十分に取り入れて、法制度の整備が成功するようにつとめます。

Q3、障害者福祉への予算措置について

Q、3-1 予算の組み替えなどにより、障害者福祉予算の増額を図るべきだと考えますが、貴殿はいかにお考えですか

<回答>

賛成です。

320億円の政党助成金を開始すれば、障害者自立支援法の「応益負担」を福祉の分野ではなくすることができます。

「軍事費」と「大資産家・大企業を優遇している税制」という「二つの聖域」にメスを入れれば、消費税に頼らずに障害者福祉を充実させることができます。軍事費削減で1兆円、税制で2～3兆円、あわせて3～4兆円の財源を確保することはすぐにでも可能です。

Q、3-2 障害者の生活に地域間格差を生まないために、国はどのような施策を行うべきであると貴殿はお考えですか。

<回答>

障害のある人の発達保障、教育を受ける権利の保障、所得や住宅を含む福祉、雇用機会の提供などを国の責任で進め、ナショナルミニマムを保障することが、地域間格差を生まないようにする大前提です。

地方自治体が進める施策についても、地方間でバラツキがでないようにするために、国による財源保障を行います。現在、市町村で行われている地域生活支援事業については、移動支援事業、コミュニケーション事業、地域活動支援センター（小規模作業所）など必須5事業については国が財源を保障することとし、制度として確立するようにします。

また、障害者支援に携わる専門職の人材養成や特別支援教育の推進のための教職員の増員などのマンパワーの確保、相談支援機関の配置などを国の責任で進めます。

Q、3-3 事業所職員の待遇改善について

<回答>

賛成です。

厚生労働省が、「国家公務員の福祉職俸給表等も参考とすること」（「人材確保指針」）と改善指針をしめしていることから、待遇改善には国が責任を果たすべきです。緊急の改善策として、正規・非正規を問わずに賃金に一定額の上乗せができるよう、国として「賃金特別加算」措置をつくり、月額3万円の引き上げを緊急措置として進めます。

事業所の報酬を大幅に引き上げることが問題解決の根本です。報酬の「日額払い」制はただちに中止し、「月額払い」に戻します。報酬単価は、実態に見合った見直しと引き上げを行います。

事業所の報酬引き上げが、利用料の負担増にはねかえられないように、国の責任で財政措置を進め、障害者自立支援法の「応益負担」制度を廃止します。

他の分野と同じように、障害者福祉の分野でも「雇用は正規」を原則にし、職員配置基準の改善を早急におこないます。

介護と障害者福祉の分野で労働者の賃金上乘せに必要な財源は、イージス艦二隻分にすぎません。ヨーロッパの国々では、障害者の尊厳を守るために、福祉サービスに手厚い職員配置をおこない、待遇改善と地位向上に力を入れています。世界第二位の経済力を、社会保障の分野に発揮する政治に変えます。

以上